令和3年5月発行

# まちづくりだより

第一整備地区

第28号

## 地中障害物等調査について

令和3年4月6日より、調査等に向けた除草作業に着手しており、順次、仮置 土移設分別工事【写真-1】や仮置土汚染調査【写真-2】、地中レーダ探査【写 真-3】を実施しております。

今回の地中障害物の調査は、掘削を行わず、地中に電磁波を放射し、反射した 電磁波を捉えることにより地中埋設物を探査する方法で実施しております。 探査 の結果、反応した箇所に対しては、埋設物の内容を確認するため、ボーリング調 **査を行います。なお、使用収益地における調査日程等の調整については、順次連** 絡をさせていただいております。

地中障害物調査の現地作業は9月頃まで、仮置土移設分別工事は令和4年2月 頃までを予定しております。作業に伴い、ご迷惑やご不便をおかけいたしますが、 ご理解とご協力をお願いします。



【写真-1】仮置土移設分別工事 【写真-2】仮置土汚染調査 【写真-3】地中レーダ探査





現場調査の実務に係るお問い合わせについては、新たに直通電話を設置いたしました。 麻溝台・新磯野地区整備事務所 整備班:042-707-7184

## 本事業に関する調査特別委員会の設置について

令和3年相模原市議会定例会3月定例会議において、地方自治法第100条第1 項及び同法第98条第1項の調査権限を持った調査特別委員会の設置が賛成総員で 可決されました。

調査特別委員会の内容・スケジュール等については、市議会ホームページをご覧 ください。 https://www.sagamihara-shigikai.jp/

事業に関するご意見やご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

発行 相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 麻溝台・新磯野地区整備事務所 〒252-5277 中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階

TEL:042-769-9254 (事業計画・補償等に関すること)

TEL:042-707-7184 (分別工事・調査・現場管理に関すること)

FAX: 042-754-8490

# 事業に関連する補償について

#### 現在の損失補償について



所有する土地が施行者管理地となっている土地所有者等に対しては、従前の土地を使用収益することができなくなったことによる損失として、土地区画整理法第101条に基づき、従前の利用形態等により、次の表のとおり損失補償を行っています。

(令和2年度実績:約1億6,000万円/244件 延X件数)

補償内容	対象者 (所有地の従前の利用形態等)	内容
固定資産税・都市計画 税相当額	事業利用、住宅・倉庫利用等以外の利用(家庭 菜園、未利用等)をしていた方など	当該年度の固定資産税・ 都市計画税相当額
地代相当額	資材置場、駐車場等の事業利用をしていた方	当該年度の近傍平均地代 ×所有地面積
仮住居・仮倉庫家賃相 当額	住宅・倉庫利用をしていた方	当該年度の近傍平均家賃 ×延床面積
地代(家賃)減収額	土地又は建物の賃貸により収益を得ていた方	賃貸料が減収した額
借地人地代負担增加相 当額	上記土地を借りていた方	当該年度の近傍平均地代 と従前賃借料との差額

## 仮換地の指定等に伴う補償以外の補償 (土地区画整理法に基づかない補償)や 固定資産税・都市計画税の減免等について

地権者の皆様には、当初の計画よりも事業期間が長引いたことにより、大変ご迷惑を おかけしており申し訳ありません。

これまで、事業の中断による生活や生業への影響に対する補償等の要望をいただいており、法律上の解釈を含め、補償対応について検討してまいりましたが、法律上の損害として補償を行うことは、困難であるという結論に至りました。

また、施行地区内の土地についての固定資産税・都市計画税の軽減に関するご要望に対しましても、減免、課税免除等について検討してまいりましたが、法律に基づき土地の評価・課税を適正に行っている現状を踏まえると、減免等は行えないという結論に至りました。

今後の損失補償につきましては、引続き、土地が使用できない期間が長期化している 現状を踏まえ、事業計画書の変更案の作成と並行して、適正な補償の在り方について検討 を進めてまいります。

### 本年度の損失補償契約について

仮換地指定等に伴う補償につきましては、基本的に昨年度と同様の内容で補償させていただきます。補償対象の方へは、5月中旬から順次、関係書類を郵送させていただきます。書類が届きましたら、内容等をご確認いただき、書類の提出等をお願いします。